

佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業の立地促進を図り、もって産業振興及び地元雇用の拡大に資するため、佐倉市企業誘致助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる企業（以下「指定企業」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工業団地等 次に掲げる区域をいう。

ア 用途地域が工業専用地域、工業地域又は準工業地域である土地、第三工業団地隣接地及びちばりサーチパークのうち別図に示す区域

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この号において「法」という。）第34条第10号に掲げる開発行為（市街化調整区域における地区計画ガイドライン（平成26年2月24日決裁25佐計第460号）に示された地区計画の類型のうちインターチェンジ周辺活用型、既存工業団地連携型又は幹線道路沿道整備型の地区計画に基づくものに限る。）に該当するものとして開発許可を受けた開発区域

ウ 法第34条第14号に掲げる開発行為（幹線道路等の沿道等における流通業務施設に係るものに限る。）に該当するものとして開発許可を受けた開発区域

(2) 企業 営利を目的として事業を営む者をいう。

(3) 事業所等 工場、事業に供される諸施設、試験研究施設、福利厚生施設等をいう。

(4) 事業所等の新設 企業が新たに佐倉市内に事業所等を設置すること又は既に佐倉市内に事業所等を有する企業が規模拡大のため既設以外の場所に事業所等を設置することをいう。

(5) 事業所等の増設 既に佐倉市内に事業所等を有する企業が規模拡大のため既存の敷地内に事業所等を設置し、又は増設することをいう。

(6) 投下固定資産額 企業が事業の用に供するために取得する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得合計額をいう。

(7) 常時雇用 事業所等において、常時使用される従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条に規定する被保険者に該当する者に限る。）を雇用することをいう。

(8) 操業開始日 設置した事業所等が通常業務を開始する日をいう。

(指定企業対象者)

第3条 指定企業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 日本標準産業分類に分類される分類項目のうち別表第1に定める業を営む者

(2) 公害防止等に関する環境基準を遵守できる者

(3) 工業団地等において事業所等の新設又は増設をする者

(4) 次に掲げる条件のいずれかを満たす者

ア 投下固定資産額が1億円以上であること。

イ テナントとしてビル等に入居すること。

(5) 常時雇用する従業員数が10人以上（前号イに該当する場合は、常時雇用する従業員数が5人以上）である者

(指定企業の申請)

第4条 指定企業の指定を受けようとする企業は、当該事業所等の建設工事の着工又は売買等契約締結後60日以内に佐倉市指定企業申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 法人登記事項証明書及び定款

(2) 事業計画書

(3) 事業所の位置図及び配置図

(4) 事業所の建設計画を記載した書面

(5) 事業所の工事請負契約書の写し

(6) 賃貸借契約書の写し

(7) 事業所の土地及び建物に関する登記事項証明書

(8) 雇用計画書（常時雇用する従業員数）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類を必要に応じて省略させることができる。

(指定企業の手続等)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、当該申請者に対して佐倉市指定企業可否決定通知書（別記様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(佐倉市企業立地審査委員会)

第6条 前条の規定による審査を行うため、佐倉市企業立地審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 市長は、内容の審査に当たり、委員会の意見を聴くものとする。

3 委員会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副市長、副委員長は

産業振興部長をもって充てる。

- 5 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、会議の議長となる。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会は、指定を受けようとする企業の審査に関すること及びその他企業誘致の推進に関することを審議する。
- 8 委員会の庶務は、産業振興部産業振興課において処理する。

(変更事項の届出)

第7条 指定企業は、佐倉市指定企業申請書又はその添付書類に記載された事項に変更があったときは、速やかに佐倉市指定企業変更届出書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(操業開始の届出)

第8条 指定企業は、事業所等の主たる施設が操業を開始した日から30日以内に操業開始届（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

(操業の廃止等の届出)

第9条 指定企業は、当該事業所での操業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、操業廃止・休止届（別記様式第5号）を、その事実が発生した日から10日以内に市長に提出するものとする。

(指定企業の取消等)

第10条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 事業所等の主たる施設の操業開始の予定期日が著しく遅延したとき。
- (2) 第3条各号に規定する指定の条件を欠いたとき。
- (3) 事業所等の操業の一部を廃止し、若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。
- (4) 不正行為により指定を受けたとき。
- (5) 法人市民税、固定資産税又は都市計画税等を滞納したとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(指定企業の地位の承継)

第11条 合併、譲渡その他の理由により当該指定企業の地位を承継する者は、当該事業を継続する場合に限り、当該助成措置を引き継ぐことができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、承継を証する書面を速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

(報告及び立入検査)

第12条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、指定企業に対して報告を求め、又は職員に当該事業所等に立ち入らせ、関係帳簿等を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(企業誘致推進審査委員会設置要綱の廃止)

2 佐倉市企業誘致推進審査委員会設置要綱（平成15年7月1日施行。15佐商第217号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、廃止前の佐倉市企業誘致助成要綱並びに佐倉市企業誘致助成実施要領の規定によりなされた申請等は、この要綱の相当規定によりなされたとみなす。

(有効期限)

4 この要綱は、平成32年3月31日限りその効力を失う。

附 則（平成21年3月24日決裁20佐商第757号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成22年3月1日決裁21佐総第1617号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月6日決裁22佐産第497号）

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

附 則（平成23年3月30日決裁22佐産第735号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日決裁23佐産第747号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年3月19日決裁佐総第1836号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日決裁24佐産第366号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年8月14日決裁25佐産第270号）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年11月27日決裁25佐産第479号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年3月4日決裁25佐産第671号、平成26年3月
17日決裁25佐総第1690号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日決裁26佐産第657号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

日本標準産業分類

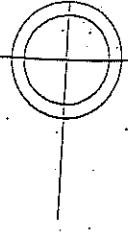
1	大分類A	農業、林業のうち 農業（植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）において行われるものに限る。）
2	大分類D	建設業
3	大分類E	製造業
4	大分類G	情報通信業のうち 情報サービス業
5	大分類H	運輸業、郵便業
6	大分類I	卸売業、小売業のうち 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業
7	大分類L	学術研究、専門・技術サービス業のうち 学術・開発研究機関
8	大分類N	生活関連サービス業、娯楽業のうち 洗濯・理容・美容・浴場業（洗濯業に限る。）

別表第2（第6条関係）

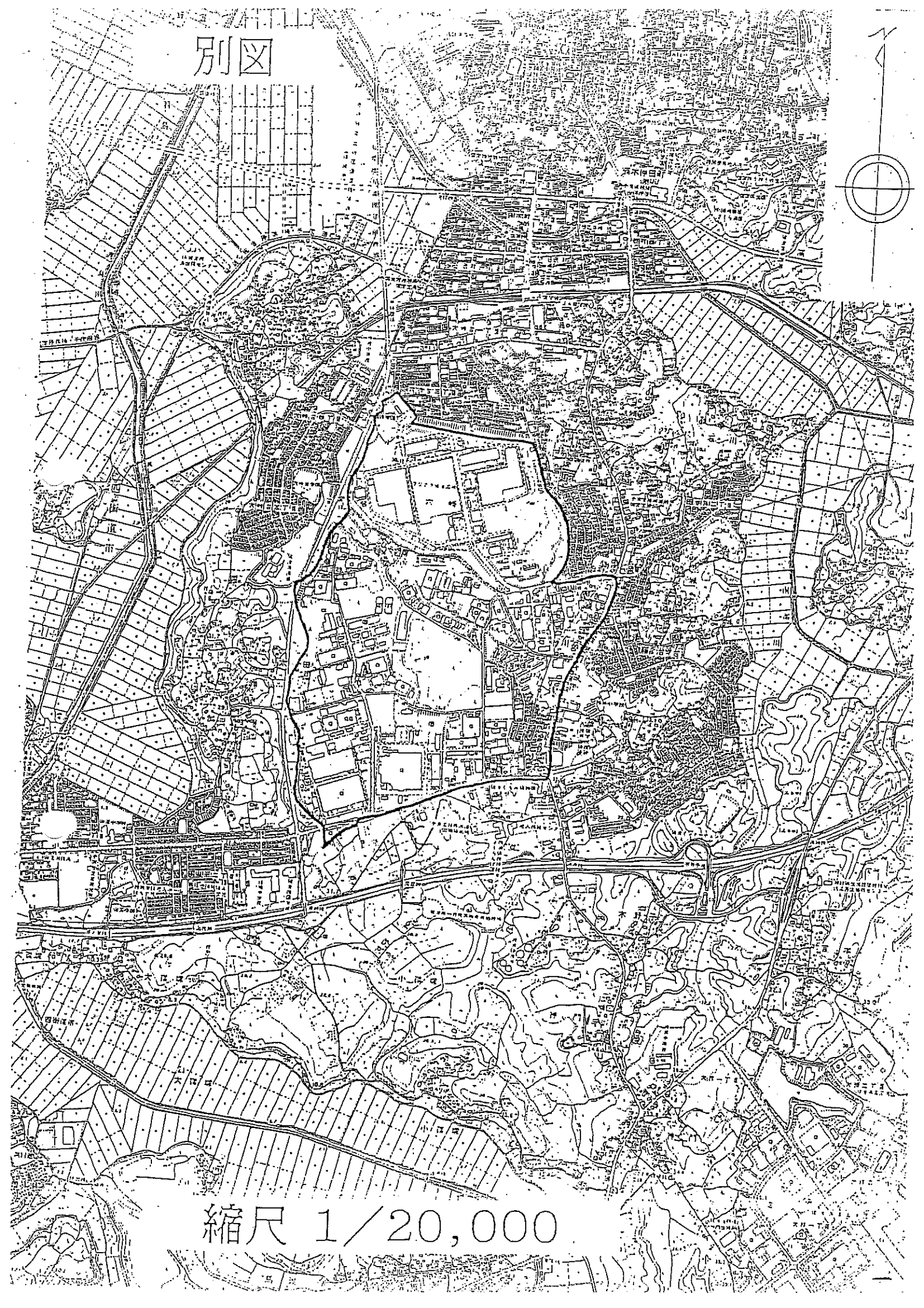
佐倉市企業立地審査委員会の組織

1	副市長
2	企画政策部長
3	総務部長
4	税務部長
5	産業振興部長
6	産業振興部理事
7	環境部長
8	土木部長
9	都市部長
10	上下水道部長

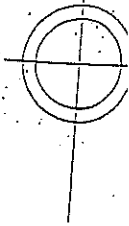
別図



縮尺 1/20,000



別図



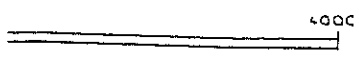
縮尺 1/20,000



別図



+36.0



縮尺 1/20,000

別記
様式第1号

佐倉市指定企業申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

企業の名称

代表者氏名



所在地

当企業は、佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱第4条第1項の規定により指定を受けたいので関係資料を添えて申請します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 立地地域
- 4 業種及び事業の内容
- 5 市内既設事業所の有無
- 6 予定投下固定資産額
 - (1) 土地 円
 - (2) 家屋 円
 - (3) 償却資産 円
- 7 上記所在地での事業継続予定年数 年
- 8 予定常時雇用従業員数 人
- 9 操業開始予定日 年 月 日

様式第2号

第 年 月 日
号

企業の名称

代表者氏名 様

所在地

佐倉市長



佐倉市指定企業可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定企業の指定については、下記のとおり決定したので、佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 その他
- 4 指定の可否

様式第3号

佐倉市指定企業変更届出書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

企業の名称

代表者氏名



所在地

当企業は、佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱第7条の規定による申請の内容に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 関係書類

操 業 開 始 届

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

企業の名称

代表者氏名



所 在 地

当企業は、下記事業所の操業を開始したので、佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 操業開始年月日
- 4 操業開始時の従業員数
常時雇用者 人
うち市内在住者 人
非常時雇用者 人
うち市内在住者 人
- 5 操業開始時の事業概要

操業廃止・休止届

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

企業の名称

代表者氏名



所在地

当企業は、下記事業所の操業を（廃止・休止）したので、佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱第 9 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称

2 所在地

3 廃止又は休止年月日

4 廃止又は休止の理由

5 助成金等受領額

円